

論点に対する回答（国土交通省）

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>1. 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律</p> <p>① 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出（114,455件）や住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出（30,034件）は届出件数も多く、また、反復性の高い届出でもあることから、国土交通省として電子申請の仕組を検討する余地はないか。（評価基準4関係、自己点検結果B）</p>
<p>【回答】</p> <p>① 本届出に係る電子申請については、虚偽申請対策、電子申請に対応困難な事業者（中小事業者等）への対応、届出先の都道府県等（建設業・宅地建物取引業担当部局）における費用負担・セキュリティ確保方策等の課題があることから、電子申請のあり方について平成30年度に調査・検討を行うこととしている。</p> <p>なお、本届出は建設業者及び宅地建物取引業者が行うものであるため、上記調査・検討については、建設業の許可申請手続に関する電子申請のあり方等の調査・検討等と連携して行うとともに、宅地建物取引業の免許申請等に関するオンライン手続の状況に留意しつつ、検討を進めてまいりたい。</p>	

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>2. 道路運送法</p> <p>② ローカルルールについて、実態把握に取り組むことを計画していることだが、実態把握の結果を踏まえ、審査基準の一層の明確化を図る考えはあるか。審査基準の一層の明確化を図ることにより、新規事業を開始しようとする事業者の予見可能性も高まるのではないか。（注：平成29年10月24日の規制改革推進会議では、規制緩和の要望とともに、国土交通省通達の曖昧さについても指摘されていた。）（評価基準4関係、自己点検結果B）</p>
【回答】	<p>② どのようなローカルルールがあるかについて、平成30年度中に実態把握を行った上で、必要に応じて是正する旨を基本計画の改定時に盛り込み、取り組んでいく。</p>

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>3. 貨物自動車運送事業法</p> <p>③ 基本計画において「申請書類の様式の統一について、年度内に基本計画に盛り込む」とのことであるが、統一様式の作成から事業者への周知までの具体的なスケジュールはどのように考えているか。 (評価基準3-①関係、自己点検結果C)</p> <p>④ 例えば、「一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の届出」は手続件数も多く(182,594件)、また「国土交通省オンライン申請システム」の基盤もあることから、電子申請の導入の検討の余地はあると考えられるが、如何。 また、少なくとも電子メールでの申請受付は考えられないのか。 (評価基準4関係、自己点検結果B)</p>
【回答】	<p>③ 31年度までの3か年での計画であることを踏まえ、30年度中には各地方運輸局等と調整を行った上で、統一様式を作成した後、31年度で事業者へ周知することを現時点では想定しており、その旨について基本計画の改定時に盛り込むことを検討している。</p> <p>④ 事業計画の変更の届出に係る電子申請の導入については、導入に係る経費等や虚偽の申請に対する対策、電子申請における本人確認等の手続きの煩雑性を踏まえた事業者のニーズ等について検討する必要があることから、これらの事項を総合的に勘案しつつ検討を行うこととしたい。 また電子メールによる申請の受付については、申請の真正性について課題があると考えている。</p>

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>4. 建設業法</p> <p>⑤ 「決算報告」の届出につき、</p> <p>(1) 独自様式に沿った形での作成・提出が求められているが、会社法に基づく形式の財務諸表の届出でもって足りないのか。</p> <p>(2) 過去3か年分の施工金額等の記載は必要か。行政庁において、過去分は把握しているのではないか。</p> <p>(3) 添付書類についても、例えば、納税証明書は必要なのか。決算報告の届出を義務付けている趣旨に照らし、過剰な報告・添付書類となっていないか。</p> <p>また、建設業許可や経営事項審査等、その他の手続関係書類についても、電子申請の導入を待たずとも、削減につき検討すべきではないか。(評価基準1-①関係、自己点検結果B)</p> <p>⑥ 決算の報告(44万件/年)や建設業の許可申請(13.5万件/年)は手続件数も多く、電子申請の導入によるメリットは大きいと思われる。現在の基本計画上も電子申請のあり方につき検討する旨の記載があるが、積極的に検討すべきではないか。(評価基準4関係、自己点検結果A)</p>
【回答】	
<p>⑤</p> <p>(1) 建設工事の発注者保護の観点から、工事の完成や工事実施中の資金の出入り等について、建設工事特有の経理情報を的確に示す必要があることに加え、税金を原資とする公共工事を取り扱うという公共性の高さから、建設業は財務諸表等規則における別記事業とされており、法令等に基づく独自様式に沿った形の決算書の提出が認められている。</p> <p>なお、会社法に基づく形式の財務諸表では、建設業固有の経理情報を把握することは困難であり、特に経営事項審査の評価に必要となる建設業の完成工事高や兼業事業売上高といった指標については、把握することができないものが太宗を占めており、加えて完工高の水増し等、虚偽申請を防ぐ観点からも、独自様式による提出を求めているところ。</p> <p>(2) 過去3か年分の施工金額等を記載した書類は閲覧の対象とされており(建設業法第13条第2号)、直近の施工実績を消費者が一覧性をもって見ることができるように記載を求めているもの。許可申請手続における</p>	

申請書類等の簡素化については、電子申請のあり方や虚偽申請対策と併せて、平成 30 年度予算による調査・検討等を行う予定であり、当該調査・検討等において総合的に検討を進めて参りたい。

(3) 納税証明書についてもご指摘を頂いているが、上記と同様に今後の調査・検討等において総合的に検討を進めて参りたい。

なお、申請書類等の簡素化については現在できる範囲で実態把握を進めており、例えば許可行政庁の中には毎年複数年分の財務諸表の提出を求めているところが数団体存在していること等について把握している。不要な書類を求めている場合には、電子申請化を待たずに通知発出等によって、書類の簡素化に努めて参りたい。

⑥ 決算報告を含む許可申請手続における申請書類等の簡素化については、電子申請のあり方や虚偽申請対策と併せて、平成 30 年度予算による調査・検討等を行う予定であり、当該調査・検討等において総合的に検討を進めて参りたい。

許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化

(建設産業政策会議とりまとめより)

H30年度予算額：14百万円

新規

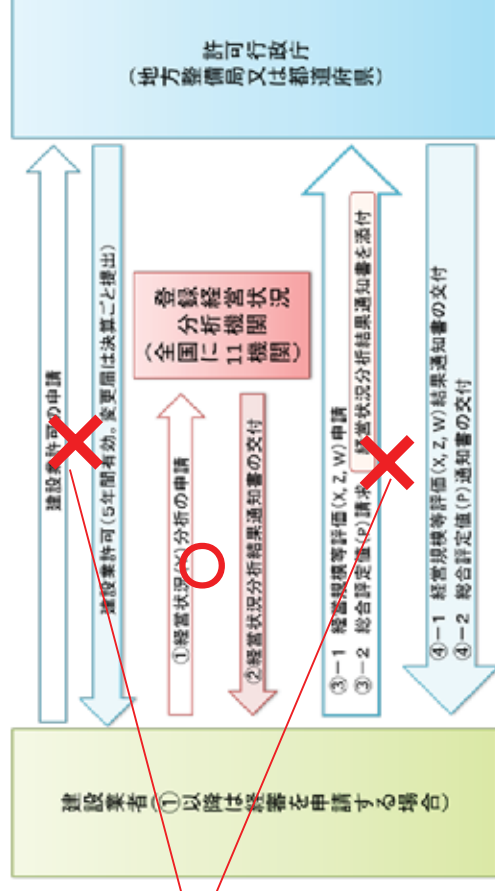
<施策の概要>

- 建設業許可、経営事項審査の申請に係る一部の書類について、その準備や審査が申請者、許可行政庁の双方にとって過大な負担となっている状況を踏まえ、申請書類の簡素化等について検討、将来的な電子申請化を目指す。
- 書類の簡素化にあたっては、必要な審査精度を保てるよう、提出書類に関する事後チェック体制の強化、虚偽申請発覚時の処分の厳格化等についても併せて検討する。

○建設業許可申請、経営事項審査申請の電子化

- 現行、書面での申請が行われている手続の電子化
 - 申請データの電子的な確認(審査負担を軽減)
- により、建設企業・許可行政庁の双方の事務を効率化(生産性の向上)

【現在の電子申請の整備状況】



○建設業許可申請書類、経営事項審査申請書類の簡素化

建設業許可や経審等の申請時に添付する確認書類を簡素化(生産性の向上)

(参考)行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～(内閣府規制改革推進室、平成29年3月29日)(抜粋)

- 重点分野と削減目標
 - 1. 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」等について削減目標達成のための計画を策定
 - 2. 削減目標行政手続コスト(事業者の作業時間)を3年以内に20%削減
- 重点分野と削減目標
 - 1. 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」等について削減目標達成のための計画を策定
 - 2. 削減目標行政手続コスト(事業者の作業時間)を3年以内に20%削減

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	国土交通省
論点	<p>5. 測量法</p> <p>⑦ 「営業経歴書の届出」(11,242件)は電子申請による届出が可能な一方、実際の利用率は高くないと考えられる(0.36%)。これは、電子証明書の添付を求めていることにも一因があると考えられるが、電子証明書による本人確認を求めている理由は何か。より簡易な方法(例えば、IDとパスワードによる方式)などを検討する余地はないか。(評価基準1-②関係、自己点検結果C)</p> <p>⑧ 営業経歴書などは、測量法に基づき、都道府県庁や地方整備局などにおいて公衆の閲覧に供しているが、注文者の便に資するよう、インターネットでの閲覧に供するようすべきではないか。そのためにも、電子申請を推進すべきではないか。</p>
<p>【回答】</p> <p>⑦ 測量業者の登録は、測量業者の登録簿及び登録申請書の添付書類等を公衆の閲覧に供し、注文者の便を図り、業者の選択が適正に行われるようにすることを目的とするとともに、業者の実態を把握し、測量業の健全な発達を図るための指導監督の基礎にすることを目的として行うものである。特に営業経歴書については、注文者が測量業者の技術力を評価するに当たり、測量業者の過去の受注実績が重要な情報であることから、登録申請時や毎事業年度終了の日から3ヶ月以内に提出を求めることとしている。そのため、正当な理由なく営業経歴書の提出を怠り、又は虚偽の記載をした場合には、6ヶ月以下の営業停止、登録の取り消し又は30万円以下の罰金に処されることとなる。</p> <p>従って、営業経歴書に電子証明書を添付し、厳格な本人確認を行うことにより、注文者の便を図り、測量業の健全な発達を図るとともに、当該測量業者がなりすまし等による不測の不利益を被ることを防止することが重要である。</p> <p>⑧ 測量法上、書面により公衆の閲覧に供することが求められている書類は、営業経歴書、貸借対照表、損益計算書、完成測量原価報告書、株主資本等変動計算書、注記表、納税証明書、測量事業に従事している人数等を記載した書面である。このうち、サーバーの容量等の観点から、貸借対照表、損益計算書、測量事業に従事している人数等を記載した書面の主な部</p>	

分については、インターネットにおいて閲覧に供している。

なお、電子申請の推進に向け、電子申請を行う際の手続きを説明するHPの記載内容の充実、申請の方法に関するパンフレットの作成・配布を平成29年度中に実施する予定である。